

第1回 富田林市支援対策会議（令和6年能登半島地震）まとめ

日時 令和6年1月24日（水）16時30分～

場所 富田林市役所3階 副市長応接室

出席者：総括（危機管理官、危機管理室長）、人材支援班（市長公室長）、
物資支援班（健康推進部長、市民人権部長）、受入支援班（子育て福祉部長）、
情報提供班（議会事務局長）

案件

1. 大阪府における被災者の受け入れ事業について

①府営住宅等の受け入れ

②生活相談対応

③その他

- ・大阪府では、被災地からの広域避難者を、生活必需品を備えた府営住宅等（府営・大阪市営・民間賃貸住宅、合計300戸）に、一定期間無償で受け入れする。
→富田林市域では、清水住宅（19戸）を確保。
- ・府営住宅等への避難者で、生活支援の相談を求める方には、各自治体で相談窓口を設置し、ニーズに応じて関係機関につなぐ等の対応を行う。
- ・府営住宅等への受け入れにかかる府との調整窓口は、危機管理室が担当する。
- ・本市の相談窓口は、増進型地域福祉課が担当する。

2. 本市の対応について

①転入者・一時避難者の個別パターンにおける支援内容

- ・被災地から本市に広域避難される方について、転入届を伴う場合は、市民窓口課で把握が可能。府営住宅等に入居される場合は、危機管理室で把握が可能。
- ・転入届等を伴わない場合は、広域避難者の状況を把握することは困難であるが、各所属において可能な限りアンテナはり、把握に務める。
- ・広域避難者の状況を把握した場合は、連絡先や困りごとの有無等を聞き取りし、危機管理室・増進型地域福祉課へ情報提供を行う。

②避難者への個別支援員の配置

- ・広域避難者の状況に応じ、受入支援班で検討し対応する。

③特例要領について（家電等生活用品の支援など）

- ・本市への広域避難者に対し、条件が適応する場合は、「災害被災者に対する支援措置に関する要領」に基づく支援措置を講じる。
- ・支援に際し、予算措置が必要なものについては、別途調整する。

④市営住宅の受入体制

- ・市営住宅3戸を確保し、本市に広域避難される対象者に一時的に提供する。
- ・ただし、生活必需品などの支援が充実している府営住宅等を優先的に紹介するよう留意する。
- ・市営住宅についても、府営住宅の設備、備品と同等の準備をする。

3. その他

①応急危険度判定士の派遣（派遣終了）

- ・大阪府の被災建築物応急危険度判定の支援派遣は、1/21で終了。
- ・この間、本市からの職員派遣は無し。

②河南水道協議会の派遣体制

- ・日本水道協会大阪府支部からの要請により、給水車などを被災地に派遣できるよう体制を整えており、2/10～14、2/26～3/1に、それぞれ職員2名を派遣予定。

③ウェブサイトの更新

- ・市営住宅の提供、避難所運営支援にかかる職員派遣、給水車の派遣について、市ウェブサイト（特設サイト）を更新。

④令和6年能登半島地震災害相談窓口の設置について

- ・本庁2階市民相談窓口に令和6年能登半島地震災害相談窓口を設置する。

以上